

議案第169号

埋立造成地の処分について

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、アイランドシティ地区埋立事業において造成した土地のうち港湾関連用地を処分するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であり、かつ、その面積が1万平方メートル以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

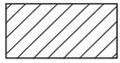
埋立造成地の処分について

埋立造成地を次のように処分する。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 所在地 | 福岡市東区みなと香椎四丁目30番8及び32番12 |
| 2 | 面積 | 39,071.10平方メートル |
| 3 | 処分価額 | 9,520,025,154円 |
| 4 | 処分の相手方 | 福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号NMF博多駅前ビル2階
博多アイランドシティ特定目的会社 |

処分予定地見取図

凡例



処分予定地

